

様式第16号 (第12条関係)



平成30年 4月 23日

三豊市長 山下 昭史 様

申請者	団体又は法人の所在地	三豊市山本町辻333番地1	
	団体又は法人の名称	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本	
	代表者氏名	理事長 近藤 雅春	
	電話番号	0875-63-1501	

地域内分権推進交付金実績報告書

平成29年 5月15日付け三政田第114号-2により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 10,672,276円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 財産目録
- (4) 貸借対照表
- (5) 収支計算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

平成29年度事業報告書
(平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日)

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

1、事業の成果

(1) 平成29年度の活動は、平成28年度の活動をベースに、さらにレベルアップした活動を目指した。基本理念の「住民が楽しく、幸せで、安全な生活ができるコミュニティの創造」に向け、年度初めに計画した事業を各部会が担当し実施した。

まちづくり推進隊山本（以下、推進隊山本という）は設立後5年が過ぎ、「種まき、発芽期」から「成長、開花期」の過程となった29年度は、単発的な活動ではなく、年間にわたり活動する事業も推進できた。事例としては、「ひまわり迷路まつり・フォト展」「健康長寿体操教室」「たけのこ園の維持管理」「農業体験事業」等で、充実した事業となった。しかし、残念ながら年初計画が達成できなかった活動も出ている。

平成29年度の推進隊山本の活動課題であった、多くの住民・会員が参加できる体制づくりを模索する「井戸端会議」が年度途中で休止となり、幅広く山本町の課題を議論するに至らなかった。また、設立当初からの課題であった推進隊山本の組織としての「中期ビジョン」作成議論は、残念ながら進展しなかった。

来年度以降は、活動内容を精査し、推進隊山本が活動すべき事業に資源投下していく時期と考える。精査の方法等は、今後議論するにしても、基本は他の団体・組織で実施できる活動は、今後縮小していくべきであり、また、他の団体・組織と連携活動、協働活動を拡大する必要があるが、その連携、協働の考え方・あり方を理事会で再度議論する必要がある。

(2) 重点事業の成果

① 健康推進事業

平成28年度考案した「健康長寿体操」の周知と普及活動を推進したが、市の健康課の活動協賛、プチボラ人材派遣事業の健康教室開催などで、目立った普及活動にならなかった。しかし、普及本部機能として毎月2回の健康長寿体操教室を継続して実施できた。延べ465名の参加があり健康推進事業の柱となった。来年度はキックオフミーティングを行い、普及の道筋をつける必要がある。

② 自主防災支援事業

4地区自主防災会の支援を目的に、月1回安全部会を開催、各地区自主防災会の活動紹介をお互いに報告し合い、各自主防災会の活動に活かしている。9月には、防災気象講演会を開催した。また、推進隊山本の視察研修は、各地区自主防災会との共催で兵庫県広域防災センターを訪問し体験学習を行った。防災のリーダー育成を目的に、防災訓練も2回（6月・1月）開催した。

平成29年度も安全部会の中期ビジョン① 防災フェスタ開催、② 防災サミット開催に向け、小さい歩みであるが前進したと考える。

③ 健全育成事業

地域住民と多世代との交流できる機会を支援する目的で、子どもたちがワクワクするような体験学習を通して、自然の素晴らしさや、地域の良さ『郷土愛』を育て、心身ともに健やかな成長を見守る活動を推進した。たけのこ堀大会・竹細工教室やサツマイモのつるさし・収穫体験・焼き芋大会と年間を通じて活動した。

(3) 移譲業務

自治会長、地区衛生委員他多くの住民と意思疎通が深まり、近頃は直接推進隊山本の窓口や電話での問い合わせが多くなった。全般的に移譲業務をつつがなく執行できた。

2 個別事業報告書

(1)

事業名	健康推進事業（健康長寿体操教室）	
事業内容	昨年度に作成した「健康長寿体操」を普及させるため、毎月2回健康長寿体操教室を開催した。教室が住民の集まる場「居場所づくり」となり、新しいネットワークとなった。	
実施日時	毎月第2・第4水曜日 14:00～15:30	
実施場所	山本町農村環境改善センター2階和室	
参加者・受益者	ヨーガ教室申込者 (延人数 465 人)	
役務提供者	会員、事務局 (実人数 人)	
	(延人数 38 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 204,000円	支出額 204,000円
	内訳 受取交付金 204,000円	内訳 諸謝金 204,000円

(2)

事業名	健康推進事業（グランドゴルフ親睦大会「理事長杯」）	
事業内容	4地区の住民交流を深めるとともに、健康維持増進をはかるため山本町民に声をかけ、グランド・ゴルフ大会「まちづくり推進隊山本理事長杯」を2回開催した。また、他の団体主催の大会に用具の貸出しも行った。	
実施日時	8/3 18:00～21:00、1/5 8:30～11:30、通年	
実施場所	山本町ふれあい公園多目的広場	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 134人)	
役務提供者	会員、グランドゴルフ同好会、事務局 (実人数 人)	
	(延人数 13人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 110,405円	支出額 110,405円
	内訳 受取負担金 44,100円	内訳 消耗品費 54,324円
	受取交付金 66,305円	食糧費 45,120円
		保険料 2,961円
		賃借料 8,000円

(3)

事業名	健康推進事業（足裏健康教室（いきいき健康講座））	
事業内容	本人・家族・地域が幸せになり、健康でいきいきと暮らせる町を目指して企画した。足の健康を中心に、ストレッチ・筋トレなど楽しくできる運動プログラムの教室（全10回）を開催した。 （協力：NPO法人三豊市総合型地域文化スポーツクラブ）	
実施日時	5/2、5/9、5/16、5/23、5/30、6/6、6/13、6/20、6/27、7/4 10:00～11:10	
実施場所	山本町保健センター2階	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 198人）	
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 人） （延人数 51人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 113,720円	支出額 113,720円
	内訳 受取負担金 92,000円	内訳 業務委託費 86,400円
	受取交付金 21,720円	消耗品費 3,240円
		食糧費 24,080円

(4)

事業名	健康推進事業（チャレンジ企画2017（市との協働企画））	
事業内容	健康増進を目的に、三豊総合病院の遠藤日登美先生と塚本千晶先生をお招きして「生活習慣病予防講演会」を開催した。参加者全員が血管年齢を測定した。また、後半では三豊市健康課より、「がん検診」について講演を行った。	
実施日時	6/24（土）9:00～12:00	
実施場所	山本庁舎2階会議室	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 120人）	
役務提供者	会員、三豊市健康課、講師、事務局（実人数 人） （延人数 23人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 18,529円	支出額 18,529円
	内訳 受取交付金 18,529円	内訳 諸謝金 7,560円
		消耗品費 5,400円
		業務委託費 2,779円
		通信運搬費 2,790円

(5)

事業名	健康推進事業（ペタンク交流大会「理事長杯」）		
事業内容	高齢者の健康保持増進を図ることを目的として、ペタンク大会（まちづくり推進隊山本理事長杯）を開催した。ペタンクを普及することで、地域住民相互の交流を深めることを目指す。また、練習・他の大会参加用に用具の貸出を行なった。		
実施日時	2/25、通年		
実施場所	山本町ふれあい公園ゲートボール場		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 36人）		
役務提供者	会員、山本町長寿会、事務局（実人数 人）		
	（延人数 25人）		
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	16,129円	支出額 16,129円
	内訳 受取交付金	16,129円	内訳 消耗品費 10,557円
			食糧費 4,816円
			保険料 756円

(6)

事業名	健康推進事業（健康長寿体操）		
事業内容	まちづくり推進隊山本が独自に考案した「健康長寿体操」を住民に広く普及する活動のために教材として「健康長寿体操本」を作成した。プチボラ人材派遣活動の健康教室開催・普及本部機能として毎月2回開催の教室棟に教材と使用した。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	教室参加者（延人数 214 人）		
役務提供者	会員、ワンネス総合研究所、事務局（実人数 人）		
	（延人数 10人）		
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	315,360円	支出額 315,360円
	内訳 事業収益	45,000円	内訳 印刷製本費 315,360円
	受取交付金	270,360円	

(7)

事業名	健康推進事業（セルフリンパ体操&リンパマッサージ）		
事業内容	身体全体に張り巡らされたリンパの流れを良くして体内の老廃物、疲労物質、痛感物質を排出して新鮮でみずみずしい身体になるようにリンパ健康体操セミナーを開催（全8回）した。		
実施日時	10/17、10/31、11/7、11/21、12/5、12/19、1/16、1/30 14:00～15:30		
実施場所	山本町保健センター2階		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 201 人）		
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 人）		（延人数 22人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	73,378円	支出額 73,378円
	内訳 受取交付金	73,378円	内訳 諸謝金 68,000円
			消耗品費 5,378円

(8)

事業名	高齢者生活サポート事業（粗大ごみ持ち込みお手伝い）		
事業内容	年2回の「粗大ごみ出張回収」時に、独居高齢者・高齢者のみの家庭を対象に「粗大ごみ持ち込みのお手伝い」を行った。（無償ボランティアで対応） 今年度は、8月の申し込みがなく、2月のみのお手伝いとなった。		
実施日時	2/25		
実施場所	庵上・庵下		
参加者・受益者	自治会高齢者（延人数 1人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 人）		（延人数 6人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	一円	支出額 一円

(9)

事業名	高齢者生活サポート事業（元気会送迎支援活動）		
事業内容	各地区で開催している元気会に参加したくても移動手段がなく参加できない人を対象に、タクシーで移動手段（往復）を支援した。一部自己負担（1人300円）とし、差額を送迎支援としてタクシー会社に支払った。		
実施日時	毎月1回の元気会		
実施場所	各地区公民館分館		
参加者・受益者	各地区元気会会員（延人数 52 人）		
役務提供者	元気会世話人、事務局（実人数 人）		（延人数 18 人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	18,490円	支出額 18,490円
	内訳 受取交付金	18,490円	内訳 業務委託費 18,490円

(10)

事業名	環境美化事業（EMぼかしづくり活動）		
事業内容	山本町で長期活動している、EM菌を利用したぼかしづくりを行った。（生ごみ減量化対策）生ごみ処理容器1個は自己負担し、1個は推進隊山本が補助した。EMぼかしづくりは参加者全員で作業を行った。		
実施日時	9/23（土）9：00～11：00		
実施場所	山本庁舎駐車場		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 46人）		
役務提供者	会員、事務局（実人数 人）		
	（延人数 6人）		
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	71,658円	支出額 71,658円
	内訳 受取負担金	16,720円	内訳 消耗品費 57,838円
	受取交付金	54,938円	食糧費 7,224円
			通信運搬費 5,166円
			諸謝金 1,430円

(11)

事業名	食文化伝承事業（そば打ち教室）		
事業内容	河内アグリ活動組織との共催で実施した。休耕田を利用して、そばの種まきから刈り取りを体験し、収穫したそばで「そば打ち教室」を開催した。また、推進隊山本所有の麺打ち道具の貸出しも行った。		
実施日時	9/5、11/12、12/20		
実施場所	河内休耕田、山本町保健センター		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 32人）		
役務提供者	河内アグリ活動組織、講師、会員、事務局（実人数 人）		
	（延人数 22人）		
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	36,235円	支出額 36,235円
	内訳 受取負担金	9,000円	内訳 消耗品費 8,665円
	雑収益	2,100円	業務委託費 6,500円
	受取交付金	25,135円	諸謝金 10,000円
			賄材料費 11,070円

(12)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（天神山ふれあいの森遊歩道整備）	
事業内容	天神山遊歩道の草刈り・木の伐採・落ち葉掻きなどの整備を財田西老人会会員と推進隊山本会員が行った。山本町時代に持っている有意義な資産の有効活用の面からも、整備維持活動する必要がある。年間3回実施し、参加者の親睦と健康保持に貢献できる。	
実施日時	7/29、12/16、3/10	
実施場所	天神山遊歩道	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）	
役務提供者	会員、財田西老人会、財田西有志、事務局（実人数 人） （延人数 53人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 78,233円	支出額 78,233円
	内訳 受取交付金 78,233円	内訳 消耗品費 71,009円
		食糧費 7,224円

(13)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（貸し農園・野菜づくり）	
事業内容	「ぼたん市民農園」は、自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、親子ふれあい農業体験など多様な目的で開園した。利用者増加を目指して、栽培講習会を企画した。また、年間を通して空き農園の整備も行った。	
実施日時	通年、5/20（土）13：00～	
実施場所	ぼたん市民農園	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 28 人）	
役務提供者	講師、会員、事務局（実人数 人） （延人数 51 人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 107,310円	支出額 107,310円
	内訳 受取負担金 10,000円	内訳 消耗品費 86,354円
	雑収益 1,000円	食糧費 8,256円
	受取交付金 96,310円	諸謝金 2,700円
		地代家賃 10,000円

(14)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（たけのこ園の維持管理）	
事業内容	まちづくり推進隊山本が借り受けている「たけのこ園」の竹の伐採・草刈りなどの維持管理を行った。整備をすることにより、健全育成事業の活動につなげた。	
実施日時	5/13、5/20、10/28、2/11	
実施場所	たけのこ園	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 人）	
役務提供者	会員、事務局（実人数 人） （延人数 18 人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 49,671円	支出額 49,671円
	内訳 受取交付金 49,671円	内訳 消耗品費 38,831円
		地代家賃 10,000円
		食糧費 840円

(15)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（ひまわり迷路まつり）		
事業内容	河内アグリ活動組織と共催で、休耕田にひまわり迷路を作り「ひまわりまつり」を開催した。また、10月3日～10月25日から山本庁舎市民ギャラリーで「ひまわり写真展」、「山本ええとこ撮りフォト展」を開催した。		
実施日時	8/11（金）、10/2（月）～10/20（金）		
実施場所	河内休耕田、山本庁舎市民ギャラリー		
参加者・受益者	山本町住民（延人数 450人）		
役務提供者	会員、河内アグリ活動組織、		（実人数 人）
	写真クラブ、事務局		（延人数 40人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	66,718円	支出額 66,718円
	内訳 事業収益	5,700円	内訳 消耗品費 42,470円
	受取交付金	61,018円	食糧費 4,178円
			諸謝金 18,430円
			通信運搬費 1,640円

(16)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（婚活パーティの開催）		
事業内容	人口減少対策・少子化対策・若者の定住対策として、「婚活パーティー」を企画した。活動中、スケジュール等の再調整を行ったが満足できる目標達成に至らないと判断し中止することにした。しかし、チラシデザイン案を発注した後だったため、デザイン料が発生した。		
実施日時			
実施場所			
参加者・受益者	香川県内（延人数 人）		
役務提供者	アドバイザー、会員		（実人数 人）
			（延人数 4 人）
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
決算額	収入額	43,200円	支出額 43,200円
	内訳 受取交付金	43,200円	内訳 業務委託費 43,200円

(17)

事業名	魅力あふれる地域づくり事業（光合成細菌実証試験）	
事業内容	ぼたん市民農園の空いている農地を利用して、光合成細菌実証実験を行い、「三豊市のブランド野菜」を作ることを目的に活動した。農産物の実証試験の方法について再考察が必要となり事業全体を見直すことにした。	
実施日時		
実施場所	ぼたん市民農園	
参加者・受益者	会員（延人数 人）	
役務提供者	会員（実人数 人）	
	（延人数 2 人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 ー円	支出額 ー円
	内訳 受取交付金 ー円	内訳 消耗品費 ー円

(18)

事業名	健全育成事業（たけのこを通しての交流会）	
事業内容	たけのこのシーズン中に「たけのこ園」を会場として、各幼稚園・山本保育所の子ども達を招待して、地域の方・会員の協力のもと交流会を行った。	
実施日時	4/12（水）、4/18（火）	
実施場所	たけのこ園	
参加者・受益者	山本保育所・各幼稚園児（延人数 91人）	
役務提供者	会員、神田地区有志、事務局（実人数 人）	
	（延人数 30人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 58,495円	支出額 58,495円
	内訳 受取交付金 58,495円	内訳 消耗品費 6,230円
		食糧費 4,275円
		旅費交通費 47,990円

(19)

事業名	健全育成事業（表現のワークショップ）	
事業内容	会員も所属している「うちんく企画」に依頼して、山本小学校に表現のワークショップを行い、表現力の指導を行った。	
実施日時	7/7（金）、11/10（金）	
実施場所	山本小学校	
参加者・受益者	小学校児童（5年生）（延人数 136人）	
役務提供者	うちんく企画、会員（実人数 人）	
	（延人数 9 人）	
	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 74,000円	支出額 74,000円
	内訳 受取交付金 74,000円	内訳 業務委託費 74,000円

(20)

事業名	健全育成事業（農業体験学習）	
事業内容	保育所・各幼稚園の子どもたちに芋の苗挿しと芋ほり（雨のため会員で実施）の農業体験学習の機会を提供した。また、収穫した芋を使用して、各幼稚園・保育所で焼芋大会を行った。保育所と幼稚園の交流、地域の人との交流を深めることができた。	
実施日時	5/8（月）、10/20（金）、12/13（水）、12/14（木）、12/19（火）	
実施場所	辻地区畑	
参加者・受益者	山本保育所・各幼稚園（延人数 295人）	
役務提供者	PTA、㈱さんわ農夢、地区社協会員、会員（実人数 人）	
	（延人数 52人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 64,608円	支出額 64,608円
	内訳 受取交付金 64,608円	内訳 業務委託費 32,400円
		旅費交通費 7,450円
		消耗品費 10,836円
		食糧費 9,632円
		諸謝金 4,290円

(21)

事業名	健全育成事業（竹細工教室）	
事業内容	「竹で遊ぼう」と山本小学校の児童に呼びかけて、「むらの技能伝承士」福田廣幸氏を講師に招いて竹細工教室を開催した。8組11名の親子が参加して、竹馬・水鉄砲・竹トンボを作製した。芝生広場で竹馬、水鉄砲で昔の遊び文化を楽しんだ。	
実施日時	7/29（土）	
実施場所	山本生涯学習センター クラフト工房室、芝生広場	
参加者・受益者	小学生・保護者（延人数 19人）	
役務提供者	会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 10人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 29,883円	支出額 29,883円
	内訳 受取交付金 29,883円	内訳 諸謝金 10,000円
		保険料 1,000円
		消耗品費 11,675円
		食糧費 2,408円
		賃借料 4,800円

(22)

事業名	里山整備事業（立石山登山道の整備）	
事業内容	地元有志、公民館・地区社協、推進隊山本の会員が協働で、2コースに分かれて登山道を登りながら草刈りや倒木の処理・落ち葉掻きの整備を行った。毎年実施しており登山者の安全確保に寄与している。	
実施日時	11/23（木）	
実施場所	立石山	
参加者・受益者	山本町住民、登山者（延人数 一人）	
役務提供者	会員、自治会長、公民館	（実人数 人）
	食改、地区社協、地元有志	（延人数 30人）
	延人数の積算 （例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	15,848円
	支出額	15,848円
	内訳 受取交付金	15,848円
	内訳 消耗品費	11,302円
		食糧費 4,546円

(23)

事業名	里山整備事業（ぼだい山保存活動）	
事業内容	山本町の自然を保護し、有効活用するため里山整備活動を行った。今年度は、ぼだい山登山道の草刈り・景観整備として桜の木を植樹した。	
実施日時		
実施場所	ぼだい山登山道	
参加者・受益者	山本町住民、登山者（延人数 一人）	
役務提供者	ぼだい山里山愛好会、地元有志、会員	（実人数 人）
		（延人数 21人）
	延人数の積算 （例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	28,263円
	支出額	28,263円
	内訳 受取交付金	28,263円
	内訳 消耗品費	28,263円

(24)

事業名	広報事業（山本町暮らしの情報・まちづくり便り）	
事業内容	山本町の行事予定をカレンダー形式に記載し、各世帯に配布した。特に保育所・幼稚園・小学校・中学校・公民館行事を中心に情報収集した。また、暮らしの情報の裏面を利用して、行事の写真等を掲載して町内の市民活動等を紹介した。「推進隊からのお知らせ」欄を設け、推進隊山本の広報の役割も果たしている。	
実施日時	毎月1回	
実施場所	事務所	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）	
役務提供者	広報部会会員、事務局	（実人数 人）
		（延人数 43 人）
	延人数の積算 （例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額	103,680円
	支出額	103,680円
	内訳 受取交付金	103,680円
	内訳 消耗品費	103,680円

(25)

事業名	広報事業（活動参加の仕組み作り）	
事業内容	まちづくり活動に参加し易い環境作りとして、会員が気楽に楽しみながら参加できる仕組み作りを継続して実施した。今年度の30ポイント達成者は17名。	
実施日時	通年	
実施場所	山本町	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 17人）	
役 務 提 供 者	事務局（実人数 人）	
	（延人数 12 人）	
	延人数の積算 （例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 51,000円	支出額 51,000円
	内訳 受取交付金 51,000円	内訳 諸謝金 51,000円

(26)

事業名	広報事業（広報紙の発行）	
事業内容	推進隊山本の活動内容を半期毎にまとめて写真等で紹介し、まちづくり推進隊山本の活動を周知した。年2回（8/1発行第7号・1/1発行第8号）発行した。	
実施日時	年2回	
実施場所	事務局	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 一人）	
役 務 提 供 者	広報部会会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 31人）	
	延人数の積算 （例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決 算 額	収入額 179,280円	支出額 179,280円
	内訳 受取交付金 179,280円	内訳 印刷製本費 179,280円

(27)

事業名	会員研修事業（視察研修）	
事業内容	各地区自主防災会と協働で、兵庫県三木市広域防災センターへ視察研修に行った。「ガレキ救助訓練」「災害時の物資の流れ」「備蓄物資・資機材の知識」「自分で守る防災」などを見学・学習した。	
実施日時	11/9（木）7：00～18：20	
実施場所	兵庫県三木市広域防災センター	
参加者・受益者	会員、各地区自主防災会（延人数 33人）	
役 務 提 供 者	会員、事務局（実人数 人）	
	（延人数 21人）	
	延人数の積算 （例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決 算 額	収入額 254,758円	支出額 254,758円
	内訳 受取交付金 254,758円	内訳 賃借料 167,572円
		旅費交通費 43,470円
		研修費 26,400円
		保険料 9,900円
		食糧費 4,816円
		諸謝金 2,600円

(28)

事業名	会員研修事業（井戸端会議）	
事業内容	多くの住民・会員が参加できる体制づくりを模索する場を企画したが、開催方法等の調整がつかず会議開催には至らなかった。しかし、推進隊山本の健全な事業運営に必要な活動との認識は一致しているので、来年度も事業を継続していく事となった。	
実施日時		
実施場所		
参加者・受益者	(延人数 人)	
役務提供者	(実人数 人)	
	(延人数 一人)	
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 一円	支出額 一円

(29)

事業名	自主防災活動推進事業（防災講演会・三観広域防災センター研修会）	
事業内容	高松地方気象台 防災管理官 片岡幹男氏を講師に迎えて、「防災気象情報の利活用について」と題して防災講演会を開催した。また、自主防災会の三観広域防災センター研修を支援した。	
実施日時	9/9（土）、12/3（日）	
実施場所	山本庁舎2階会議室、三観広域防災センター	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 145人)	
役務提供者	会員、講師、事務局 (実人数 人)	
	(延人数 32人)	
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 15,257円	支出額 15,257円
	内訳 受取交付金 15,257円	内訳 旅費交通費 3,780円
		業務委託費 2,779円
		諸謝金 3,050円
		食糧費 2,408円
		消耗品費 3,240円

(30)

事業名	危機管理事業（応急救護所設置）	
事業内容	推進隊山本が主催・共催する活動時に不測の事態発生した場合、適切な対応をするために応急救護所を設置して緊急対応を行えるようにした。	
実施日時	5/8、6/10、8/11、1/17	
実施場所	河川敷公園、休耕田	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 人)	
役務提供者	会員、事務局 (実人数 人)	
	(延人数 28人)	
	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
決算額	収入額 118,708円	支出額 118,708円
	内訳 受取交付金 118,708円	内訳 消耗品費 988円
		什器備品 117,720円

(31)

事業名	危機管理事業（災害に強いまちづくり「防災訓練」）	
事業内容	災害時に地域のリーダーとして活動できる人材の養成を目的に、防災訓練を2回実施した。また、自主防災会の活動を支援するために訓練用機材の貸し出しを行った。	
実施日時	6/10（土）、1/27（土）	
実施場所	山本町河川敷公園、通年	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 111人）	
役務提供者	会員、各地区自主防災会、事務局（実人数 人）	
	（延人数 32人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 140,920円	支出額 140,920円
	内訳 雑収益 300円	内訳 業務委託費 3,000円
	受取交付金 140,620円	消耗品費 127,343円
		食糧費 7,224円
		通信運搬費 3,353円

(32)

事業名	人材育成事業（人材バンク・派遣活動）	
事業内容	各地域のサロンなどで開催する防災講演会・うどん打ち教室・健康長寿体操教室・防災訓練等に講師を派遣した。	
実施日時	6/8、6/28、7/13、7/14、7/27、10/12、11/5、11/10、11/15、11/24、3/16、3/17、3/26	
実施場所	各サロン会場、公民館	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 人）	
役務提供者	会員、うどん同好会、事務局（実人数 人）	
	（延人数 26 人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 39,000円	支出額 39,000円
	内訳 受取交付金 39,000円	内訳 諸謝金 39,000円

(33)

事業名	人材育成事業（パソコン・シニアクラブ）	
事業内容	これから始まる高齢社会をより豊かなものにするためにスマートフォンの基本的な使い方をマスターすることを目的にセミナーを開催した。	
実施日時	8/18、8/25、9/1、9/8、9/15、9/23、9/29、10/6、10/13	
実施場所	山本町老人ふれあいプラザ 生きがい支援室	
参加者・受益者	山本町住民（延人数 67人）	
役務提供者	講師、事務局（実人数 人）	
	（延人数 22 人）	
決算額	延人数の積算（例）実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 133,260円	支出額 133,260円
	内訳 受取負担金 56,000円	内訳 諸謝金 116,640円
	受取交付金 77,260円	会議費 7,224円
		新聞図書費 7,236円
		賃借料 2,160円

(34) 移譲業務

事業名	公共施設管理		
事業内容	消耗品等の補充、及び農業振興課・健康課と協議して軽微な修繕を行った。		
実施日時	通年		
実施場所	山本町保健センター、老人ふれあいプラザ、山本町農村環境改善センター		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局 (実人数 2人)		
	(延人数 一人)		
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	137,941円	支出額 137,941円
	内訳 受取交付金	137,941円	内訳 消耗品費 124,441円
			修繕費 13,500円

(35) 移譲業務

事業名	防犯灯管理		
事業内容	既存防犯灯の修繕業務(受付・手配・支払業務)(46件) 防犯灯の新設要望の受付		
実施日時	通年		
実施場所	山本町内		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局 (実人数 2人)		
	(延人数 一人)		
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	110,592円	支出額 110,592円
	内訳 受取交付金	110,592円	内訳 修繕費 110,592円

(36) 移譲業務

事業名	交通安全		
事業内容	町民の交通安全意識向上のため、交通安全週間に街頭キャンペーンを実施した。(7月のキャンペーンは天候不良のため中止)		
実施日時	4/10 7:30~8:30、9/30 17:00~18:00		
実施場所	長瀬橋交差点、山本支所東側交差点		
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)		
役務提供者	事務局、交通指導員、交通安全母の会、 (実人数 人)		
	高齢者交通指導員、交通安全協会、三豊警察署 (延人数 64人)		
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載		
	収入額	9,632円	支出額 9,632円
	内訳 受取交付金	9,632円	内訳 食糧費 9,632円

(37) 移譲業務

事業名	三豊市自治会連合会山本支部事務局	
事業内容	三豊市自治会連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、総会、広報配布業務等)	
実施日時	通年	
実施場所	—	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 300,000円	支出額 300,000円
	内訳 受取交付金 300,000円	内訳 支払助成金 300,000円
		5,000円×60自治会
	※三豊市自治会連合会山本支部(別会計)として事業を実施	

(38) 移譲業務

事業名	三豊市地区衛生組織連合会山本支部事務局	
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会山本支部に関する事務を行った。(役員会、総会、視察研修、クリーン作戦、紙ひも・ごみ袋配布、河川清掃、ダンボールコンポスト受付配布等)	
実施日時	通年	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 一円	支出額 一円
	※三豊市地区衛生組織連合会山本支部(別会計)として事業を実施	

(39) 移譲業務

事業名	その他の移譲業務	
事業内容	グリーンパトロールの窓口、イベント用品貸出しに関する事務、講演会整理券配布業務等を行った。	
実施日時	通年	
実施場所	山本町内	
参加者・受益者	山本町住民 (延人数 一人)	
役務提供者	事務局 (実人数 2人)	
	(延人数 人)	
決算額	延人数の積算 (例) 実人数×日数 or 活動日・人数を記載	
	収入額 一円	支出額 一円
	内訳 受取交付金	内訳 円

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本通常総会		
開 催 日 時	平成29年 4月19日 19時～20時15分	出席状況	33人 (委任状22人)
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成28年度事業報告・決算報告について 第3号議案 平成29年度事業計画（案）・収支予算（案）について 第4号議案 次期役員選任について		

会 議 名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年 4月11日 19時～20時20分	出席状況	理事 8人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 平成28年度事業報告及び収支決算について 第3号議案 平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案）について		

会 議 名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年 5月24日 19時～21時00分	出席状況	理事12人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 活動実施提案書について		

会 議 名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年 7月 6日 19時～21時	出席状況	理事 10人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 第1四半期会計報告について 第3号議案 活動結果報告書について		

会 議 名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年 8月22日 19時～21時	出席状況	理事 9人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 他の団体活動に対する協賛・協力について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年10月12日 19時～21時	出席状況	理事 12人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 平成29年度上半期会計報告について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年11月22日 19時～21時00分	出席状況	理事 11人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 事務局員の雇用について 第4号議案 定款変更について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成29年12月21日 19時～21時05分	出席状況	理事 11人 監事 1人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 事務局員の雇用について 第4号議案 事務局用パソコンシステム入れ替えについて		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成30年 1月23日 19時～21時00分	出席状況	理事 7人 (委任状3人) 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 第3四半期会計報告について 第4号議案 事務局員の雇用について 第5号議案 平成30年事業計画（活動提案書）について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成30年 2月 8日 19時～21時10分	出席状況	理事 10人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 平成30年度事業計画（活動提案書）について 第4号議案 平成30年度役員（理事）の増員について		

会 議 名	第10回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成30年 2月26日 19時～21時05分	出席状況	理事 8人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 事務局員の雇用について 第3号議案 活動結果報告書について 第4号議案 平成30年度事業計画（活動提案書）について		

会 議 名	第11回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成30年 3月 8日 19時～21時05分	出席状況	理事 9人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 事務局員の雇用について 第3号議案 活動結果報告書について 第4号議案 平成30年度事業計画（活動提案書）について 第5号議案 平成29年度事業計画予算変更について		

会 議 名	第12回特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本理事会		
開 催 日 時	平成30年 3月22日 19時～20時40分	出席状況	理事 9人 監事 2人
審 議 及 び 議 決 内 容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 活動結果報告書について 第3号議案 平成30年度事業計画（活動提案書）について 第4号議案 平成30年度総会について		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
代表者氏名 理事長 近藤 雅春 様

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成30年4月9日

法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

監事 岩本 忠 博 

監事 秋山 幸 裕 

これは、決算監査報告書の原本に相違ありません。

香川県三豊市山本町辻333番地1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 近 藤 雅 春



決 算 報 告 書

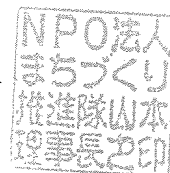
第 6 期

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地 1



貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成30年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,882,724
小口 現金	30,000	預り金 (源泉所得税)	25,328
普通 預金	1,950,595	預り金 (社会保険料)	51,265
現金・預金 計	1,980,595	流動負債 計	1,959,317
流動資産合計	1,980,595	負債合計	1,959,317
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	77,347	前期繰越正味財産額	1,200,300
車両運搬具	224,584	当期正味財産増減額	200,574
機械及び装置	675,671	正味財産 計	1,400,874
什器 備品	401,994	正味財産合計	1,400,874
有形固定資産 計	1,379,596		
固定資産合計	1,379,596		
資産合計	3,360,191	負債及び正味財産合計	3,360,191

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位:円)
平成30年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

30,000

普通 預金

1,950,595

現金・預金 計

1,980,595

流動資産合計

1,980,595

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

77,347

車両運搬具

224,584

機械及び装置

675,671

什器 備品

401,994

有形固定資産 計

1,379,596

固定資産合計

1,379,596

資産の部 合計

3,360,191

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

1,882,724

預り金 (源泉所得税)

25,328

預り金 (社会保険料)

51,265

流動負債 計

1,959,317

負債の部 合計

1,959,317

正味財産

1,400,874

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	227,820	
受取交付金	10,672,276	10,900,096

【事業収益】

事業 収益		54,300
-------	--	--------

【その他収益】

受取 利息	27	
雑 収 益	3,400	3,427

経常収益 計

10,957,823

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	0	
------	---	--

(その他経費)

業務委託費(事業)	269,548	
諸 謝 金(事業)	538,700	
印刷製本費(事業)	494,640	
会 議 費(事業)	7,224	
旅費交通費(事業)	102,690	
通信運搬費(事業)	12,949	
消耗品 費(事業)	812,064	
食 糧 費(事業)	146,679	
修 繕 費(事業)	124,092	
賄材料費(事業)	11,070	
地代 家賃(事業)	20,000	
賃 借 料(事業)	182,532	
減価償却費(事業)	87,825	
保 険 料(事業)	14,617	
研 修 費(事業)	26,400	
新聞図書費(事業)	7,236	
支払助成金	300,000	

その他経費計

3,158,266

事業費 計

3,158,266

【管理費】

(人件費)

給料 手当	4,389,933	
役員 報酬	664,000	
役員議事報償費	381,000	
法定福利費	633,556	
人件費計	6,068,489	

(その他経費)

印刷製本費	178,132	
会 議 費	50,568	
旅費交通費	2,000	
車 両 費	9,000	

活 動 計 算 書

[税込] (単位：円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

車両燃料費	27,887		
通信運搬費	253,368		
消耗品 費	211,851		
水道光熱費	33,700		
新聞図書費	8,305		
減価償却費	455,373		
保 險 料	138,414		
リース 料	123,480		
租税 公課	6,400		
業務委託料	32,016		
その他経費計	1,530,494		
管理費 計		7,598,983	
経常費用 計			10,757,249
当期経常増減額			200,574
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			200,574
当期正味財産増減額			200,574
前期繰越正味財産額			1,200,300
次期繰越正味財産額			1,400,874

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位：円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 227, 820

受取交付金 10, 672, 276

【事業収益】

事業 収益 54, 300

【その他収益】

受取 利息 27

雑 収 益 3, 400

経常収益 計

10, 957, 823

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 269, 548

諸 謝 金(事業) 538, 700

印刷製本費(事業) 494, 640

会 議 費(事業) 7, 224

旅費交通費(事業) 102, 690

通信運搬費(事業) 12, 949

消耗品 費(事業) 812, 064

食 糧 費(事業) 146, 679

修 繕 費(事業) 124, 092

賄材料費(事業) 11, 070

地代 家賃(事業) 20, 000

賃 借 料(事業) 182, 532

減価償却費(事業) 87, 825

保 険 料(事業) 14, 617

研 修 費(事業) 26, 400

新聞図書費(事業) 7, 236

支払助成金 300, 000

その他経費計 3, 158, 266

事業費 計

3, 158, 266

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4, 389, 933

役員 報酬 664, 000

役員議事報償費 381, 000

法定福利費 633, 556

人件費計 6, 068, 489

(その他経費)

印刷製本費 178, 132

会 議 費 50, 568

旅費交通費 2, 000

車 両 費 9, 000

損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本
全事業所

[税込] (単位：円)

自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

車両燃料費	27,887	
通信運搬費	253,368	
消耗品 費	211,851	
水道光熱費	33,700	
新聞図書費	8,305	
減価償却費	455,373	
保 險 料	138,414	
リース 料	123,480	
租税 公課	6,400	
業務委託料	32,016	
その他経費計	1,530,494	
管理費 計		7,598,983
経常費用 計		10,757,249
当期経常増減額		200,574
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		200,574
当期正味財産増減額		200,574
前期繰越正味財産額		1,200,300
次期繰越正味財産額		1,400,874

全 役 員 名 簿

（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	藤田 等	三豊市山本町財田西1183番地1	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 22 日	なし
副理事長	圖子 鎮雄	三豊市山本町大野811番地1	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 22 日	なし
副理事長	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 22 日	なし
理事長	近藤 雅春	三豊市山本町神田959番地3	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
副理事長	藤田 等	三豊市山本町財田西1183番地1	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
副理事長	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
理事	橋田 正敏	三豊市山本町辻4251番地3	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353番地	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	永田 剛之	三豊市山本町辻3426番地	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	白川 良三	三豊市山本町河内3157番地1	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 22 日	なし
理事	藤田 穂	三豊市山本町河内2186番地	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 22 日	なし
理事	藤川 香織	三豊市山本町河内1689番地	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 4 月 22 日	なし
理事	細川 恵美子	三豊市山本町河内1310番地1	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	獅々堀 英明	三豊市山本町河内139番地	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	藤川 和子	三豊市山本町大野269番地27	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	山川 英俊	三豊市山本町大野329番地	平成 29 年 4 月 23 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	高橋 寛栄	三豊市山本町大野2706番地1	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	岩倉 道夫	三豊市山本町神田2960番地	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	近藤クミ子	三豊市山本町神田1459番地4	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
理事	片桐 淳一	三豊市山本町神田3991番地2	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	なし
監事	岩本 忠博	三豊市山本町河内1000番地8	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
監事	秋山 章裕	三豊市山本町辻1914番地	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市山本町辻 333 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい山本町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人又は団体

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上16人以内
- (2) 監事2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 一般会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市山本町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 等
副理事長	圖子 鎮雄
副理事長	近藤 雅春
理事	岩倉 道夫
同	中西 克人
同	永田 剛之
同	藤原 啓子
同	藤田 穂
同	藤川 香織

同	小野 洋二
同	高橋 寛栄
同	森 善四郎
同	近藤 クミ子
同	岩本 忠博
監事	秋山 章裕
同	白川 晶弘

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

これは、当法人の定款である。

香川県三豊市山本町辻 3 3 3 番地-1

特定非営利活動法人まちづくり推進隊山本

理 事 長 近藤 雅春

